

自治基本条例検証基礎シート

		条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
前文		<p>宍粟市は兵庫県で2番目に広い面積を有し、県内最高峰の氷ノ山をはじめ宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれ、その美しい姿は私たちの心の安らぎとなっています。古くは「播磨国風土記」に歴史はさかのぼり、以後、先人たちによって築き上げられてきた伝統と文化は守り伝えていかなければなりません。</p> <p>一方、市を取りまく情勢の変化に伴い、これからのまちづくりには市民主体の考え方がより強く求められています。そこで大切なのは、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、市民同士が支え合い、助け合ってまちづくりを担うことです。</p> <p>現在、そして未来にわたり、希望と笑顔に満ちあふれる宍粟市のまちづくりを進めていくにあたり、その最高規範としてここに「宍粟市自治基本条例」を制定します。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第1章 総則							
第1条	目的	<p>この条例は、まちづくりの主体である市民の権利と責務並びにその市民の信託に基づく市議会及び市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とする。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第2条	定義	<p>この条例において、次の用語はそれぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 市 基礎自治体としての宍粟市をいう。</p> <p>(2) 市民 次に掲げるものをいう。 ア 市内に居住する者 イ 市内で働く者 ウ 市内で学ぶ者 エ 市内において事業を営む者又は団体 オ 市内においてまちづくりに関する活動を行う者又は団体</p> <p>(3) 市議会 市民の代表である議員により構成される市の意思決定機関をいう。</p> <p>(4) 市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(5) まちづくり 市民、市議会及び市の執行機関が、宍粟市を住みよいまちにするために活動することをいう。</p> <p>(6) 参画 市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的に関わることをいう。</p> <p>(7) 協働 市民が相互に協力してまちづくりに取り組むことをいう。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

		条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第3条	条例の位置づけ	<p>この条例は、市の最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、他の条例、規則等の制定又は改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第4条	基本理念	<p>市民、市議会及び市の執行機関は、次の基本理念に基づいて、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>(1) 市民主権 市民の主権に基づいてまちづくりを進めること。</p> <p>(2) 人権の尊重 市民一人ひとりの人権を尊重してまちづくりを進めること。</p> <p>(3) 助け合いと支え合い 助け合い支え合う人と人、人と地域とのつながりを大切にまちづくりを進めること。</p> <p>(4) 安全と安心 災害等に強いつまでも快適に住み続けることができるように安全と安心を重視してまちづくりを進めること。</p> <p>(5) 地域特性の尊重 地域の歴史や文化を尊重してまちづくりを進めること。</p> <p>(6) 自然環境の保全と活用 豊かな自然を大切にするとともに、資源として活用してまちづくりを進めること。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第5条	基本原則	<p>市民、市議会及び市の執行機関は、次の基本原則に基づいて、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>(1) 市民主体の原則 市民一人ひとりが考え行動することをまちづくりの基本とすること。</p> <p>(2) 情報共有の原則 市民、市議会及び市の執行機関が、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(3) 市民参画の原則 市民が重要な決定に主体的に関わることにより、まちづくりに市民の意思を反映すること。</p> <p>(4) 市民協働の原則 市民が相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関はそれぞれの権限を行使し、市民の意思を実現する責任を負うこと。</p>				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

条文		所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第2章 まちづくりの担い手						
第1節 市民の権利と責務						
第6条	市民の権利				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
	市民の責務					
第7条	市民の権利				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第2節 市議会の権限と責任						
第8条	市議会の権限				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第9条	市議会の責任	議会事務局	平成23年に宍粟市議会基本条例を制定し、その後、平成29年10月に議会改革特別委員会を設置し、目的達成の検証と議会改革事項の調査研究を行った。結果は、市民モニター意見を聴きながら、平成31年3月に議会改革に関する報告書としてまとめられた。現在は、この改革の方向性に基づき、その実施にむけた詳細な検討を進めている。	議会基本条例の規定により、議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに市民の意見を聴取し、議会運営の改善を図ることとしている。しかし、参加者が少ないこと及び意見交換後の意見集約に止まっており、課題解決に向けた意見の取りまとめができていない。対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し積極的に参加を呼び掛ける。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

条文		所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第3節 市の執行機関の権限と責任						
第10条	市長の権限 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第11条	市長の責任 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第12条	市の職員の責任 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識と技能の向上のため自己研さんに努めなければならない。	総務課	「職員研修実施基本方針・計画」に基づき、職員研修を実施している。	マネジメント能力や専門分野における能力向上など人材育成に取り組む。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第3章 まちづくりの仕組み						
第1節 情報共有の仕組み						
第13条	市政情報の管理 市議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、整理保存しなければならない。 2 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障するため、まちづくりに関する情報を適切な方法で、積極的に、わかりやすく市民に提供及び公開しなければならない。 3 市民は、市議会及び市の執行機関に対して、公文書(市議会及び市の執行機関が保有する文書をいう。)の開示を請求することができる。 4 公文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市情報公開条例、施行規則	総務課	情報公開条例及び規則のほか「情報公開事務の手引き」に基づき、情報公開を行っている。また、新任職員向けの研修を実施している。	文書主任者向けの研修や、必要に応じマニュアルの見直しを検討する。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

		条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第14条	個人情報 の保護	市議会及び市の執行機関は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市個人情報保護条例、施行規則	総務課	個人情報保護条例及び規則に基づき個人情報を取り扱っており、加えて情報管理担当課と内部監査を実施している。 また、新任職員向けの研修を実施して	担当部局相互のチェック体制が確立できるような仕組みづくりを進める。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第15条	市民間の 情報の共有	市民は、個人情報の保護に配慮し、相互の信頼関係に基づいた情報の交換を行い、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。				<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
		第2節 参画と協働の仕組み					
第16条	市民参画 の推進	市議会及び市の執行機関は、市民の参画を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善の過程において、多様な制度と機会を設けなければならない。	秘書広報課 地域創生課	市民生活に関する重要な政策の決定は、対面形式の「タウンミーティング」や書面で意見を求める「パブリックコメント」を実施するほか、市民の率直な質問や提案に答える「市長懇談会」や「職員出前講座」、「市民提案制度」など、さまざまな手法の広聴事業を展開している。	制度は充実していると考えるが、市民の関心が薄いテーマでは意見が少ない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第17条	計画策定 への参画	市の執行機関は、総合計画をはじめ重要な計画の策定にあたっては、市民の意思を反映するため、市民が参画する機会を保障しなければならない。	市民協働課	重要な計画の策定にあたっては、公募委員をはじめ市民の参画による委員会等を設置したうえで進めている。	引き続き市民の参画による委員会等を設置し、市民が参画する機会を保障していく。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第18条	パブリック コメント	市の執行機関は、重要な政策及び計画の策定にあたっては、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるとともに、提出された意見に対する市の執行機関の考え方を公表しなければならない。 2 パブリックコメントに関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 パブリックコメント実施要領	秘書広報課	市民生活に影響するような政策の決定は、要綱に基づくパブリックコメントを実施し、広く意見を求めている。	しーたん通信やしーちゃんネルのほか、SNSや公式サイトなどのネットメディアも活用して意見を求めているが、市民の関心が薄いテーマでは意見が少ない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

	条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第19条	<p>附属機関等</p> <p>市の執行機関は、条例等に基づいて設けられる審議会、審査会及び委員会等(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、その全部又は一部を公募によらなければならない。ただし、何らかの理由により公募を行わないときは、公募しない理由を明らかにしなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、附属機関等の委員を選任するにあたり、性別及び地域別の割合、他の附属機関等との重複等を考慮しなければならない。</p> <p>3 附属機関等の会議は、公開を原則とする。</p> <p>4 附属機関等の運営に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱</p>	<p>総務課</p> <p>市民協働課</p>	<p>附属機関を設置する際は事前に委員の構成について企画総務部長に合議することになっており、原則として公募委員の枠を設けている。</p>	<p>委員構成を事前にチェックすることで公募委員の比率は年々上がっているが、公募をしても応募が少なく、目標として掲げている公募比率20%にはなかなか届いていない状況である。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	
第20条	<p>住民投票</p> <p>市内に住所を有する市民は、まちづくりに関する重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、まちづくりに関する重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>3 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市住民投票条例、施行規則</p>	<p>地域創生課</p>	<p>検証委員会や議会からの「常設型条例」の意見をもとに他市町導入例を研究する中で、パブリックコメントを経て、平成30年9月議会に「宍粟市住民投票条例案」を上程し、平成30年10月1日に施行した。現段階において条例活用の事例は無い。</p>	<p>特に課題はなく、基本的には市民の代表である議会との議論の中で重要事項については決定していくものだと考える。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	
第21条	<p>まちづくりを推進する団体</p> <p>市民、市議会及び市の執行機関は、地域の特性を活かした自律的なまちづくりを進めるため、一定の地域ごとにまちづくりを推進する団体を創出する。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりを推進する団体の活動の促進に努めるものとする。</p> <p>3 まちづくりを推進する団体に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>市民協働課</p>	<p>今年度より協働のまちづくりを推進するための組織づくりや組織のレベルアップを目的にトライやる交付金制度を設けて運用を開始している。加えて地域のまちづくり活動の中心となるコミュニティ支援員を配置する地域の拡充も図っている。</p>	<p>次年度以降、より自律的なまちづくりをめざし、地域で描くまちづくりに向けて自由に使える包括的な交付金制度を設けていく。また、将来計画の策定等のための人的支援策も同時に検討していく。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	

自治基本条例検証基礎シート

条文		所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第3節 市民活動						
第22条	市民公益活動 市民は、まちづくりに貢献するために市民が自主的に行う活動(以下「市民公益活動」という。)の意義を理解し、協力又は支援に努めるものとする。 2 市議会及び市の執行機関は、市民の自主性を尊重した上で、市民公益活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。	市民協働課	しそ元気げんき大作戦事業、アドバイザー派遣事業等により市民の自由な発想による公益活動の促進に向けた支援を行っている。	様々な団体が公益活動に取り組まれているが、後継者不足などの課題も生じており、団体同士の連携等を図る取組み等、新たな支援が求められている。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第23条	地域活動 市民、市議会及び市の執行機関は、地域の歴史や文化、人と人とのつながり及び助け合いの精神に支えられた地域活動を尊重しなければならない。 2 市民は、地域の一員として、地域活動に参加するよう努めるものとする。 3 市議会及び市の執行機関は、地域の実情に配慮した上で、地域活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。	市民協働課 社会教育文化財課	自治会活動等交付金事業、伝統民俗芸能保存活動補助事業等により、自治会等に対して地域活動促進に向けた支援を行っている。	これまで自治会で取組みがなされてきた地域活動が、人口減少や少子高齢化により維持できなくなってくるのが予想されることから、地区を単位とした新たな枠組みで地域活動の維持を図っていく必要がある。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第4章 市政運営						
第24条	総合計画 市民、市議会及び市の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、市の目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現する政策を定める基本計画(以下「総合計画」という。)を策定する。 2 総合計画は、市における最上位の計画であり、市の執行機関が行う政策は、緊急を要するもののほかは、この計画に基づかなければならない。また、市の執行機関が各分野の基本となる計画を策定するときは、総合計画との関係を明らかにしなければならない。 3 総合計画は、市民参画のもと、その案が作成され、議会の議決を経て策定されなければならない。 4 市の執行機関は、総合計画に基づく事業の進行を管理するとともに、事業の進捗状況を市民及び市議会に公表しなければならない。 5 総合計画の策定、変更及び事業の進行管理に関し必要な事項は、別に定める。	地域創生課	現在、第2次総合計画後期基本計画について委員会を設置し策定中であり、令和3年度中に議会の議決を得ることとしている。(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前期基本計画を1年延長) 前期基本計画のまちづくり指標については、その結果及び今後の取組の方向性を毎年公表している。各分野の計画においては、総合計画との関係を明記している。	人口減少が著しい中で人口ビジョン(将来目標人口)の改定が必要となっており、後期基本計画策定の中で委員会において議論していく。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第25条	行政評価 市の執行機関は、市民参画のもと、政策の成果について評価を行い、その結果を政策の改善に反映させるとともに、市民及び市議会に公表しなければならない。	地域創生課	毎年度、総合計画の「基本施策区分」単位で行政評価を実施するとともに、戦略事業を評価し、その結果を議会に報告のうえホームページにて公表している。評価にあたっては、県立大学アドバイザーを招き総合計画及び地域創生戦略委員会において実施している。	毎年度、全施策区分の評価はできないため、ピックアップでの評価となっている(令和元年度は前期基本計画中間検証のため全施策区分評価)。今後においても年度に合った区分または事業を評価していく。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

	条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第26条	財政運営 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。 2 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果に基づいて予算の編成及び執行を行わなければならない。 3 市の執行機関は、予算、決算、その他市の財政状況に関する情報を、市民及び市議会に公表しなければならない。	財政課	毎年、総合計画実施計画に基づく中で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう予算編成に努めている。また、財政状況については、広報及び宍粟市ホームページで公表している。	引き続き左記の取組みを続けていく。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第27条	監査 市民は、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する権利を有する。 2 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査又は市の事務の執行の監査をするにあたり、適法性や妥当性に加えて、効率性の観点から行わなければならない。 3 監査委員は、監査の実施後、市民、市議会及び市の執行機関に対して、その結果を速やかに報告及び公表しなければならない。	議会事務局	宍粟市監査基準に基づき、毎年度監査計画を策定し、効率的な監査の実施に努めている。(令和元年度は工事の外部監査を実施した。)また、監査結果については、その都度、市の執行機関及び議会に報告している。	令和2年度から総務省監査基準及び全国都市監査基準を参考に新たに宍粟市監査基準を策定している。引き続き他市町の例も参考に、監査制度の充実を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第28条	説明責任 市議会及び市の執行機関は、公正で開かれた市政の推進のため、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを市民に説明しなければならない。	地域創生課	重要政策について、企画の段階から関係する市民等への説明・協議を行い、合意形成に努めている。また、行政評価や決算に伴う主要事業の成果等をホームページで公表している。	庁議の結果等についての公開が課題となっており、公表を検討している。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第29条	政策法務 市議会及び市の執行機関は、法令等の自主的かつ適切な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合を図りながら、まちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に努めなければならない。 2 市議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する条例の制定及び改廃について、市民が参画する機会を保障しなければならない。 【注釈】「まちづくりに関する条例」とは、自主立法としての条例を包括して指し、単にまちづくり協議会条例等の意味ではない。	総務課 地域創生課	地域課題や市民ニーズの把握、政策づくりを目的とした研修へ、計画的に職員を派遣している。まちづくりに関する条例の制定の場合はパブリックコメントを実施している。また、検討委員会方式による場合は、一定割合を満たすよう公募にて委員を任命している。	研修機会の充実や、職場での効果的なOJTの実施等を通じ、政策法務能力の向上を図る。 引き続きパブリックコメントを実施するとともに、検討委員会方式による場合は、一定割合を満たすよう公募にて委員を任命する。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第30条	市民提案 市の執行機関は、市政に関する市民の提案に対して迅速かつ誠実に対応し、提案者にその結果を速やかに回答しなければならない。 2 市の執行機関は、市民提案及びそれに対する回答を公表しなければならない。	秘書広報課	平成24年6月に定めた「宍粟市市民提案実施要綱」に基づき意見を求めるとともに、回答は公式サイトで公表している。	引き続き左記の取組みを続けていく。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

		条文	所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第31条	行政手続	<p>市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市の執行機関への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続の確保を図らなければならない。</p> <p>2 行政手続に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市行政手続条例</p>	総務課	職員のコンプライアンスの確保と併せ、職員向けの研修を実施している。	標準処理期間の公表など、宍粟市行政手続条例に基づく運用が不十分な項目について見直しを図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第32条	コンプライアンスの確保	<p>市議会及び市の執行機関は、コンプライアンス(法令を誠実に遵守し、かつ、倫理を保持することをいう。)を確保し、適法かつ公正な市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、市政運営上の違法行為について市の職員から行われる通報及び相談をいう。)を受け入れる体制を整備し、通報者が通報により不利益を受けないよう通報者を保護するとともに、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市の執行機関は、市の事業に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な取組みを行うことにより、市民と市の職員の安全及び公務の円滑かつ適正な執行を確保しなければならない。</p> <p>4 コンプライアンスの確保に関し必要な事項は、別に定める。 【注釈】 宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例、施行規則</p>	総務課	条例・規則の規定に基づき、コンプライアンスマニュアルを活用し、職員の倫理確保に取り組んでいる。	引き続き、コンプライアンスマネージャーを中心に、職場内研修を実施するなど、法令や服務規律の遵守に向けた取組みを進める。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	
第33条	危機管理	<p>市民、市議会及び市の執行機関は、市民の生命、財産、暮らしの安全を守るため、過去の災害等の教訓を活かし、自助、共助、公助に基づき、災害等に強いまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市民は、日頃から防災及び減災の意識を持つように努めるとともに、災害等の発生時に相互に協力して対処するため自主防災組織の結成と強化に努めるものとする。</p> <p>3 市議会及び市の執行機関は、市民による自主防災組織の結成と強化を支援しなければならない。</p> <p>4 市議会及び市の執行機関は、災害等の発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、地域防災計画に基づく危機管理体制の確立を図らなければならない。</p> <p>5 市の執行機関は、災害等の発生時に、市民、関係機関、国、他の自治体との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。</p>	消防防災課	防災マップ作成推進事業や自主防災組織への支援事業、各防災機関と連携し行う市総合防災訓練などを通じて、防災意識の高揚を図っている。また、平成30年7月豪雨など昨今の災害などを教訓として、宍粟市強靱化計画の策定や地域防災計画の見直しなど災害対策の強化に向けて取り組んでいる。	メールで防災情報を配信する「しそ防ネット」の登録者数が令和元年度末で5,461名でまだまだ浸透していないため、啓発を行い登録者数の増加に努める。災害時における、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の個別支援計画策定・防災マップづくりなどひとりも見逃さない災害への備えを強化していく必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	

自治基本条例検証基礎シート

条文		所管課	取組状況	課題や今後の取組みの方向性	条文改正の必要性	備考
第5章 広域的な連携と交流						
第34条	<p>人と人との交流</p> <p>市民、市議会及び市の執行機関は、様々な活動や交流を通じて、市外の人々や他の国々の人々の経験及び知恵をまちづくりに活かすよう努めるものとする。</p> <p>【注釈】主に観光事業といった交流人口を増やす取組み、国際交流協会活動、姉妹都市交流事業を指す。</p>	<p>まちにぎわい課</p> <p>市民協働課</p> <p>学校教育課</p>	<p>観光協会と連携し豊かな自然資源を活かした「森林セラピー」「氷ノ山バスツアー」等を実施。様々なニーズに対応したパンフレットの作成、「日本酒発祥の地・発酵のふるさと中央」のPR等を行っている。姉妹提携市であるアメリカ合衆国ワシントン州スクイム市の中学生との相互交流活動を通して、本市中学生は、言語や文化、生活習慣の違いを学ぶとともに、中央をはじめ、日本の良さを見つめ直す機会としている。また国際交流協会活動を支援することにより、異文化への理解を深め、外国人と市民の交流の場を提供している。</p>	<p>今ある資源(自然や農林業)を生かした「コンテンツ」、地元も観光客もみんなが楽しめる自然を生かした「場所」、今ある資源を効果的に発信する体制づくりを検討する。</p> <p>姉妹都市交流活動、国際交流活動については、左記取組みを継続していく。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	
第35条	<p>他の自治体及び国との連携</p> <p>市民、市議会及び市の執行機関は、市の課題又は市を含む広域的課題を解決するため、他の自治体及び国と相互に連携又は協力するよう努めるものとする。</p>	<p>地域創生課</p>	<p>播磨広域連携協議会、連携中枢都市圏、定住自立圏、三県境地域創生会議など広域連携による地域活性化に取り組んでいる。</p>	<p>引き続き広域での課題解決、地域活性化に取り組む。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	
第6章 条例の検証と見直し						
第36条	<p>条例の検証及び見直し</p> <p>市民、市議会及び市の執行機関は、5年を超えない期間ごとにこの条例を検証し、必要な見直しを行うものとする。検証及び見直しは、市民参画のもとで行い、市議会及び市の執行機関は、その結果を尊重し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 この条例の検証及び見直しに関し必要な事項は、別に定める。</p>				<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	
	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定については、別に条例で定める日から施行する。(平成30年9月条例第32号で、同30年10月1日から施行)</p>					